～新しく加入された方や被扶養者の認定を受ける皆様へ～

申告書等を受理してからマイナ保険証を利用できるまでの期間

所属機関または所属所から提出された組合員申告書または被扶養者申告書を当支部が受理後、被保険者情報のデータ登録（加入者情報等登録）が完了し、**組合員等がマイナ保険証として利用できるようになるまでの期間の目安は約 10 日程度（週休日等を除く）です。**

※ただし、繁忙期はそれ以上の期間を要することもありますので、ご了承ください。

※ 上記の期間は、資格取得等に必要な書類が全て揃っており、申告書等に氏名・生年月日・性別・住所・マイナンバー等が正確に記入されている場合の目安となります。

必要書類が揃っていない場合、記載内容に不備や誤りがある場合、記載されたマイナンバーが正しくない場合などは、上記より時間を要します。

※ 加入者情報等登録完了後に「資格情報のお知らせ」を交付します。（申請不要）

マイナ保険証として利用できるようになっているかどうかは、下記の方法で確認できます。

① マイナポータルにログインし「最新の健康保険証情報の確認」から確認する。

加入者情報等登録完了の確認方法
～医療機関等を受診する前にマイナンバーカードを保険証として利用できるか確認しましょう～

【裏面あり】

②共済組合から届いた「資格情報のお知らせ」で確認する。

※　加入者情報等の登録が完了後、当支部から「資格情報のお知らせ」を送付します。
「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。（注）

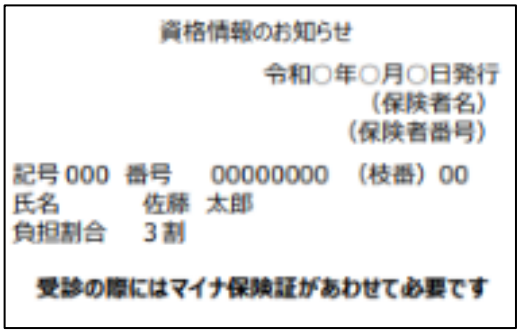
資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行
（保険者名）
（保険者番号）

記号 000　番号　00000000　（枝番）00
氏名　佐藤　太郎
負担割合　3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら ➡

マイナポータルで資格情報を確認できる場合は、「資格情報のお知らせ」の再交付はしません。

（注）**マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、ご自身でマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていただく必要があります。**登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM、医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

共済組合への申告書等の提出のみで、マイナ保険証として利用できませんのでご注意ください。

共済組合からのお願い

- 組合員申告書の届出は、資格取得日から 5 日以内に所属機関等に行ってください。
  被扶養者申告書（認定申告）は、提出が必要な事実が生じた日から 5 日以内に所属機関等に提出してください。

- 申告書等には、正確な情報を記載してください。特に、住所については住民票上の住所を住民票の表記どおりに記載してください。

- 加入者情報等登録においては、申告書等に記載の氏名・生年月日・性別・住所をもとに登録を行っていますが、記載内容に不備や誤り等がある場合、登録完了までに時間を要することになります。

- 申告書等の提出の際は、個人番号報告書も併せて提出してください。

- マイナ保険証により医療機関等を受診する場合、必ず受診前にマイナポータルにアクセスし、ご自身の情報を確認してください。

【お問い合わせ先】 公立学校共済組合沖縄支部　給付・年金班　資格担当
〒900-8571　那覇市泉崎 1－2－2　TEL：098-866-2720 FAX：098-862-5867